

P T A 会 則

西宮市立甲武中学校 P T A

☆この会則は卒業まで大切に保存してください。



西	宮	市	立	甲	武	中	学	校
P	T	A						会 則

(名称と事務局)

第1条 この会は西宮市立甲武中学校PTAと称し、事務局を同校内に置く。

(目的)

第2条 この会は学校と家庭が力をあわせて民主的に運営し、生徒の健全な育成並びに会員の資質向上に努め、合わせて社会教育の振興に協力することを目的とする。

(方針)

第3条 前条の目的を達成するため、この会の方針を次のとおり定める。

1. 学校、家庭、社会における教育に対する理解と関心を高める。
2. 会員の資質を高め、相互の理解と親睦を図る。
3. 学級PTA、地域PTAの活動を通じて、生徒の望ましい成長を図る。
4. 学校・地域の教育環境の改善及び教育条件の整備に努める。
5. 教育・文化・福祉のために活動する団体及び機関に協力する。
6. この会は、学校や生徒の問題について学校に意見を具申し、参考資料を提供し、教職員と協力しながら、PTA活動を推進する。
7. この会は、本会や役員の名において、特定の政党や宗教を支持するような行為、及びもっぱら営利を目的とするような行為は、いっさいしない。

(活動)

第4条 前条の方針に従って学級PTAを基盤とし、地域社会と協力して活動する。

(会員)

第5条 この会は甲武中学校に在学する生徒の保護者、及び同校の教職員のPTA入会の同意をもって会員とする。

(役員及びその任期)

第6条 この会の役員及び委員を次のとおりとする。

1. 役員

会 長	1 名	会 計	2 名
副 会 長	3 名	会 計 監 査	2 名
庶 務	1 名	顧 問	若干名

2. 委員

- ・学級委員 1、2年各組3名 3年各組2名 及び オアシスより1名
但し、学年委員、広報委員、役員候補者選考委員の各1名とする。3年は役員候補者選考委員なし)
- ・研修委員については、西同協発表校担当年度(発表)及び前年度(準備期間)のみ選出を行う。
- ・地区委員 各地区 10名
- ・補導委員 各地区 1名
- ・宮っ子編集委員 原則 2名

但し、翌年度の学級数・生徒数を鑑み、円滑なPTA活動のために必要と認められる場合、年度末の委員総会での承認を経て、翌年度の学級委員の人数および各委員の人数を変更できることとする。

役員及び委員の任期は、毎年3月末日までとする。但し、任期満了後もPTA総会にて後任者が決定されるまではその任務にあたる。

(役員の任務)

第7条 役員はそれぞれ次の任務にあたる。

1. 会長はこの会を代表し、会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長が会務を遂行できない時はその任務を代行する。
3. 庶務はこの会の会議に関する準備及び、活動状況の記録や保存に関する庶務一切の処理に当たる。
4. 会計は本会の一般会計、特別会計一切の収支を経理、記録し、会計監査を経た書類を総会に提出する。
5. 会計監査は会計を監査し、その結果を総会に報告する。
6. 顧問は、必要に応じて会長が委嘱し、会長の諮問に応ずるとともに、会の運営について随時意見を述べ、助言を行うことができる。

(委員の任務)

第8条 委員はそれぞれ次の任務にあたる。

1. 学級委員は会員相互の親睦と研修を図り、生徒の健全な発達と学級PTAの円滑な運営にあたる。
なお、学級委員3名(3年は2名)はそれぞれ学年委員、広報委員、役員候補者選考委員、研修委員(西同協発表校担当の年度(発表)及び前年年度(準備期間)のみ選出を行う)に所属し、その活動を企画、実施する。
2. 地区委員は会員相互の連絡、協調と生徒の愛護、補導に努める。
3. 宮っ子編集委員は西宮コミュニティ誌「宮っ子」の編集に携わる。
4. 補導委員は、西宮市教育委員会が所管する西宮市青少年補導委員に所属し、地域とともに生徒たちの安全を守る補導活動に携わる。(月3回程度)

(役員、委員の選出方法)

第9条 役員及び委員の選出は次の方法による。

1. 役員
○会長、副会長、庶務、会計及び会計監査は、広く会員の中から候補者の推薦を受け、役員候補者選考委員会において選考し、総会で承認を得る。
2. 委員
○学級委員は各学級の会員の互選により選出する。
・各委員正副委員長は、各委員の中から互選により各1名を選出する。
○地区委員は各地域の会員の互選により選出する。
・地区委員においては、その互選より委員長1名、副委員長2名を選出する。
○補導委員は会員より公募し、応募者がいない場合は地区委員より互選する。
○宮っ子編集委員は会員より公募し、応募者がいない場合広報委員より互選する。

(会議)

第10条 この会の会議は次のとおり定める。

1. PTA総会
2. 委員総会
3. 役員会
4. 運営委員会
5. 学級委員会及び学年委員会
6. 地区委員会
7. 特別委員会
8. 人権(同和)教育推進委員会

(PTA総会)

第11条 総会は定期総会及び臨時総会とする。

1. 定期総会は毎年1回定期に開催し、次のことを決める。
 - 予算、決算に関すること
 - 事業の基本方針に関すること
 - 役員の改選に関すること
 - 会則の改正に関すること
2. 臨時総会は、会員の3分の1以上の請求があったとき、または、会長が必要と認めるとき、臨時に開くことができる。
3. 総会は会員の3分の1以上の出席をもって成立し、委任状は有効とする。但し、決議は出席者の多数決とする。

(委員総会)

第12条 委員総会は総務役員、校長先生、教頭先生、PTA担当教員、全委員をもって構成し、次の任務にあたる。

1. 総会の代行機関として、運営委員会等から提案された重要事項の審議決定
2. その他、特に必要な事項の審議
3. 委員総会は委員の3分の1以上をもって成立し、委任状は有効とする。但し、決議は出席者の多数決とする。

(役員会)

第13条 役員会は総務役員、及び校長、教頭、PTA担当教員をもって構成し、PTA活動が円滑に行われるよう、さまざまな議事について検討する。

(運営委員会)

第14条 運営委員会は総務役員、各委員の正副委員長、及び校長、教頭、PTA担当教員をもって構成し、次の任務にあたる。

1. 各委員会から提案された運営、事業計画等の審議並びに連絡、調整にあたる。
2. 総会及び委員総会に提案する案件、資料等を作成する。
3. その他会員及び委員から委任された事務を処理する。
4. 運営委員会は必要と認めるときに特別委員会を設けることができる。

(学級委員会及び学年委員会)

第15条 学級委員会及び学年委員会は、学級及び学年ごとの委員で構成し、PTA活動の中核として目的達成のために活動する。

(地区委員会)

第16条 地区委員会は、地区ごとの委員で構成し、生徒の愛護及び補導に努める。

(特別委員会)

第17条 特別委員会は、運営委員会で必要と認めるときに設けることができる。

(人権(同和)教育推進委員会)

第18条 人権(同和)教育推進委員会は、研修委員、役員(研修委員担当)、各委員人権担当、及び校長、教頭、学年主任、人権(同和)教育担当教員をもって構成し、人権(同和)教育を推進する。

第19条 (平成30年度会員総会にて削除)

第20条 (令和2年度臨時会員総会にて削除)

(会計)

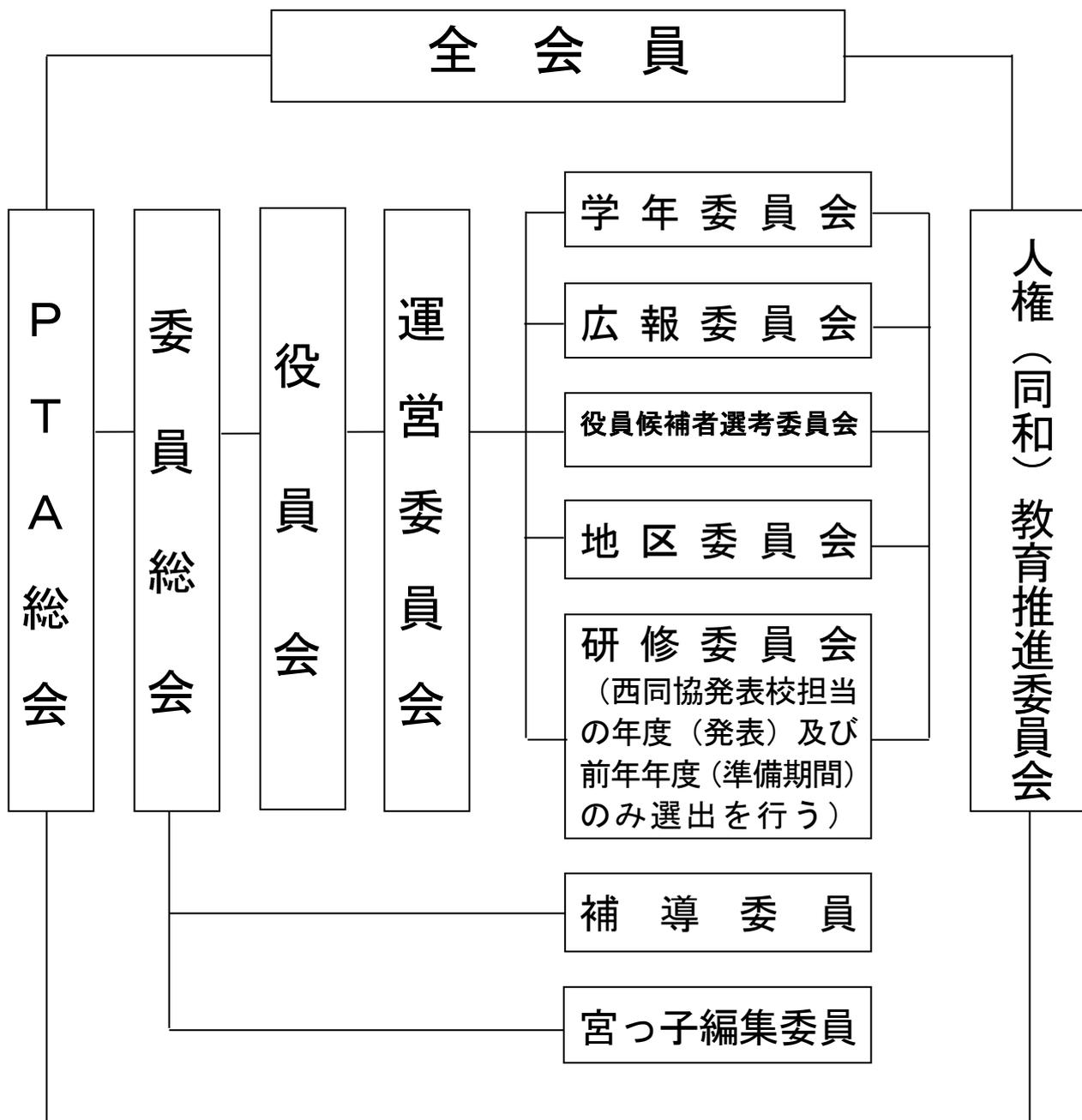
第21条 この会の会計は次のとおり運営する。但し、一般会計(P T A会費)と、特別会計(古紙回収・公衆電話)とする。

1. 一般会計の運営費は、P T A会費をもってこれに充てる。
2. 会費の金額は毎年定期総会にて決定する。
3. 会費は1家庭を1単位として、定額を毎月所定の日に納入する。
4. 会計年度は4月1日に始まり、3月31日に終わる。
5. 特別会計は運営委員会の議を経て会長が決済し、P T A活動や生徒に還元できる諸経費に当てる。

(附則)

第22条 この会則に定める以外の細部については運営委員会が決める。

(P T A組織図)



※ この会の運営に必要な細部については、「P T Aのしおり」に記載

甲 武 中 学 校 P T A
弔 慰 見 舞 い 規 程

甲武中学校PTA会員ならびにその家族で弔慰病氣などがあつた場合、次の基準で弔慰料などを贈る。

1. 保護者

・死亡 …………… 10,000円または、供花(または密)

2. 生徒

・死亡 …………… 10,000円または、供花(または密)

・見舞い …………… 10,000円

(入院1ヶ月以上)

3. 教職員

・死亡 …………… 10,000円または、供花(または密)

4. 緊急を要する場合は、会長の決議により決定する。

(附則)

この規程は平成16年4月1日より適用する。

甲 武 中 学 校 P T A 個 人 情 報 取 扱 規 程

(目的)

第1条 甲武中学校PTA（以下、「本会」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿およびそのほかの個人情報データベース（以下、単に「個人情報データベース」という。）の取り扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、本会会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、本会役員、委員とする。

(秘密保護義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報などを収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得る。

(利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会費収集、管理、そのほかの文書の送付
- (2) 会員名簿、委員会名簿の作成
- (3) その他、会員情報を必要とするPTA活動全般

(利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第9条 個人情報は管理者または取扱者が保管するものとし、適正に管理する。不要となった個人情報は管理者立会いの下で、適正かつ速やかに破棄するものとする。

(保管および持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第11条 個人情報に次における場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上又は生徒の健全育成の推進に必要がある場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 個人情報を第三者（前条第1号から第4号の場合及び県、市役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 提供する対象者の氏名
- 3 提供する情報の項目
- 4 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者（前々条第1号から第4号の場合及び県、市役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- 1 第三者の氏名
- 2 第三者が個人情報を取得した経緯
- 3 提供する対象者の氏名
- 4 提供を受ける情報の項目
- 5 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(情報開示等)

第14条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第15条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに会長（管理者）に報告する。

(研修)

第16条 本会は、PTA役員に対して、定期的に、個人データの取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第17条 本会は、個人情報の取り扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第18条 本会の「甲武中学校PTA個人情報取扱規程」は、総会において改正する。

(附則)

この規程は、平成30年5月9日より施行する。

< P T A 会 則 >

平成 10 年 4 月 1 日	一部改正
平成 12 年 1 月 27 日	一部改正
平成 21 年 3 月 9 日	一部改正
平成 22 年 3 月 9 日	一部改正
平成 25 年 5 月 8 日	一部改正
平成 30 年 5 月 9 日	一部改正
令和 3 年 3 月 3 日	一部改正
令和 6 年 5 月 10 日	一部改正

< P T A 慶 弔 見 舞 い 規 程 >

平成 10 年 4 月 1 日	規 定
令和 6 年 5 月 10 日	一部改正

< P T A 弔 慰 見 舞 い 規 程 >

平成 16 年 4 月 1 日	規 定
令和 1 年 5 月 8 日	全面改正

< P T A 購 買 部 規 程 >

平成 8 年 4 月 1 日	規 定
令和 2 年 3 月 3 日	全面削除

< P T A 個 人 情 報 取 扱 規 程 >

平成 30 年 5 月 9 日	規 定
-----------------	-----